

三重県地域産業振興条例の一部改正について（案）

【改正項目】

1. 「地域間の連携」について
 2. 「国際的視点」について
 3. 「産業に携わる者の意見の反映」について
- （備考）
4. その他の議論

1. 「地域間の連携」について

(1) 改正条文案

(基本理念)

第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び、地域の特性を生かした活動及び地域間の連携が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。

(2) 改正意図

地域における産業の振興を図るにあたっては、地域間の連携も考慮する必要があるが、この旨が現行文言においては明確ではないため、地域間の連携の重要性に鑑み、これを基本理念に明記することとした。

2. 「国際的視点」について

(1) 改正条文案

(基本方針)

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～八 (略)

九 国際的視点に立った産業活動を促進すること。

2～3 (略)

(2) 改正意図

社会経済活動における国際化が進展する中、国際的視点に立った産業活動を促進することが今後ますます重要になってくることに鑑み、既存の八項目に加え、新たにこれを基本方針に明記することとした。

(3) 参考（他県の参考条例）

◎青森県中小企業振興基本条例（平成19年青森県条例第85号）

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～七 (略)

八 中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進を図ること。

◎大阪府中小企業振興基本条例（平成22年大阪府条例第57号）

(基本方針)

第四条 府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～五 (略)

六 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進

3. 「産業に携わる者の意見の反映」について

(1) 改正条文案

(地域の特性に応じた産業の振興)

第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働及びこれらの者の意見の施策への反映に努めるものとする。

(2) 改正意図

地域における産業の振興を図るにあたっては、県と関係者との協働が必要であり、特に関係者の意見を施策に反映することが重要である。現行文言の「協働」の中にこの旨が含まれていると言えるが、関係者の意見を施策に反映することの重要性に鑑み、これを文言上明記することとした。

(3) 参考（他県の参考条例）

◎群馬県ものづくり・新産業創出基本条例（平成13年条例第27号）

(地域、産業界、大学等との協働)

第十二条 県は、ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策の実施に当たっては、地域、産業界、大学等との協働により、効果的な施策の実施に努めるものとする。

(意見の反映)

第十三条 県は、ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策の適正な立案及び実施に資するため、産業界、大学等の関係者で構成する会議の設置その他事業者及び労働者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

◎神奈川県中小企業活性化推進条例（平成20年条例第46号）

(基本的施策)

第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

(1)～(2) (略)

(3) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。

(4)～(6) (略)

(中小企業者等の意見の反映)

第16条 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4. その他の議論

委員会における第6条の検討の際、「県は、～産業の振興を、～計画的に推進する」に関して、県としても地域の特性や地域への優先発注に配慮した地域産業の振興を自ら進めるべきという議論があった。

◎三重県地域産業振興条例の一部改正（案） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(基本理念)</p> <p>第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫、<u>地域の特性を生かした活動及び地域間の連携</u>が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫<u>及び</u>地域の特性を生かした活動が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 国際的視点に立った産業活動を促進すること。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>【新設】</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(地域の特性に応じた産業の振興)</p> <p>第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働<u>及びこれらの者の意見の施策への反映</u>に努めるものとする。</p>	<p>(地域の特性に応じた産業の振興)</p> <p>第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。</p>